

公金経理の適正化について

平成 21 年 3 月 13 日

財 政 部

1 公金経理の適正化方針 別紙のとおり

2 市長及び常勤特別職の責任の取り方について

今回の不適切な事務処理についての最高責任者として、その責任を明確にしていくこととし、具体的な内容については、今議会の会期中に決定し改めて説明する予定です。

3 職員の処分について

不適切な事務処理が確認された部署の管理監督の立場にある職員と関係した職員について、年度内に厳正な処分を行うこととしておりますが、具体的内容については、現在職員に対する調査を実施中でありますので、今議会の会期中に処分方針等について改めて説明する予定です。

4 職員による費用負担について

「預け金」や「差替え」といった不適切な事務処理により購入した物品等のうち、正規の手続きにより購入した場合と比較して割高になったと推定される分や現時点で確認できない備品等について、職員に負担を求めるよう他団体の例も参考にしながら集計中でありますが、具体的内容については、現在検討中でありますので、今後改めて説明します。

5 補助金の返還について

補助事業にかかる国及び県の補助金の返還については、現在、関係省庁や県と協議中でありますので、協議の進行に伴い対応について説明します。

公金経理の適正化方針

今回の公金の不適切な処理が行われた背景や原因を踏まえ、また、平成20年12月19日の盛岡市議会の不正経理の再発防止等を求める決議及び本年2月に提出された平成20年度包括外部監査の意見等を真摯に受け止め、今後二度と同じようなことを繰り返さないため、次のとおり再発防止に向けた対応策を確実に実施していくこととする。

1 公金の適正な執行に関する職員の意識改革の徹底

(1) コンプライアンス条例の制定

公金の適正な執行など職員の法令順守に対する意識改革の徹底を図り、市政における公正な職務の執行を確保することを目的として、職員の職務に関する法令の順守や倫理の保持などの職員の責務と、内部公益通報制度や不当要求行為対策制度を内容とする職員のコンプライアンスの推進等に関する条例を21年度に制定する。

(2) 管理職等に対する法令順守、公金執行に関する研修の実施

管理職を対象に公金の適正な取扱いを始めとした法令順守の意識を徹底するための研修を21年4月以降計画的に実施する。また、各階層別の研修においても法令順守の徹底に関する研修を取り入れるとともに、現行の庶務担当者研修の充実を図る。

(3) OJT（職務遂行を通しての訓練、育成、指導）の実施

各職場において、管理職が中心となって職場研修を実施することや日常業務を通じた指導等により、公金の経理事務の適正な執行に対する職員一人ひとりの意識改革を進める。

(4) 予算の使い切り意識の払拭

事業を執行するにあたり、予算を使い切るのではなく最少の経費で最大の効果を上げる責務があることを認識し、適切な予算執行を行うという意識を共有するよう各種研修等を通じ周知徹底を図る。

2 公金の適正な執行を確保する仕組みの構築

(1) 物品購入の発注者と検収者の分離

現行の物品購入事務においては、発注を担当する職員と納入された物品を検収する職員が多くの場合同一であり、内部統制が有効に機能できない状況である。

検収は、納品の際に発注した物品かどうか現物を確認する作業であり、内部統制上も発注担当職員と分離する必要があるため、今後は、発注者と検収者を分離し内部統制を強化する。

(2) 納品書と現品の突合

検収者は消耗品や備品の納品時に、必ず納品書と現品の突合を行い、その納品書は一定期間保存する。

(3) 課長等による厳正な予算執行確認

課長等が財務会計システムを活用し、定期的に予算科目毎の執行済額や予算残額の確認など、会計事務について自己点検を行う。

(4) 内部チェック体制の充実

内部公益通報制度について条例化を機会に、さらに職員に周知を図り、職員の法令等に違反する行為等があった場合に内部からのチェックが働くよう内部統制を整備する。

(5) 監査の体制強化

監査委員のあり方や事務局体制、監査方法等今回の事態に対応できる体制の強化について検討する。

3 弾力的な予算執行の確保

予算組替の手續きの促進

当初予算や補正予算の編成に当たり、各施策や事務事業毎に配分された予算の範囲内で、有効と認められる場合、需用費や備品購入費等について担当部署の意向を勘案の上、より弾力的な組替ができるようにする。

4 計画的・効率的な予算執行の実現

(1) 早期発注、早期納品の徹底

各事業に付帯する需用費等の事務費については、不測の事態に備え、年度末まで執行を抑制する傾向があるが、必要性や緊急度、重要性等を判断し、早期発注、早期納品の徹底を図る。

(2) 事故繰越しの手續き

年度内納品を前提に発注した物品等が、真に止むを得ない事情で納品にならない場合等には、事故繰越しとして処理をする扱いを徹底する。

5 業者への周知と協力要請

(1) 再発防止のための業者への今回の問題点や改善策等の周知・要請

物品の納入業者等に対し、今回の問題について具体的な内容や再発防止のための対応策等の周知を図るとともに、再発防止に向けた取り組みをともに徹底するよう要請し、内部からのチェックにとどまらず、外部からのチェックも働くようにする。

(2) 物品の納入業者等に対し、納品書や請求書等への日付記載の徹底

物品の納入業者等に対し見積書、納品書、請求書等の提出書類には、業者が自ら日付を記載するものであることを周知徹底する。

6 国、県に対する補助制度の改善の要望

(1) 事務費の返還手續きのルール化等制度の改善

年度末に補助事業の事務費に残額が生じた場合の国、県への返還について、その手續きをルール化し返還しやすい仕組みを整備するよう要望する。

(2) 国、県補助事業の早期内示

早期に着工することにより計画的に事業を実施することができ、年度末での業務の集中も回避できるため、補助事業の早期の内示を行うことを要望する。

市議会決議への対応状況

市議会の決議事項	対応状況
1 関連業者も含めた責任の所在を明確にし、厳正なる処分を行うこと。	最高責任者である市長の責任を明確にするとともに関係職員の処分を20年度内に実施いたします。また、関連業者に対しましては、再発防止に向けた協力を強く要請してまいります。
2 職員の法令順守推進体制等に関する条例を速やかに制定するとともに、職員の責任感、倫理観を早期に醸成すること。	21年度に条例制定するとともに、職員研修を実施し職員の意識改革に努めてまいります。
3 財務規則をはじめとする例規の見直し、弾力的な予算執行を確保するなど、公金経理処理の再構築を行うこと。	包括外部監査人の意見も参考に公金の適正な執行を確保する仕組みを構築してまいります。
4 監査委員のあり方、事務局体制、監査方法について検討を行うこと。	今回の事態に対応できるような体制の強化について検討してまいります。 なお、20年度中に新たに「随時監査」を実施することといたしました。
5 補助制度の改善について、国、県に対し要望を行うこと。	補助事業の附帯事務費について返還しやすい仕組みづくりや補助の早期内示等について要望してまいります。